

東京都公報

発行 東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………(同)……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………八
- 特定非営利活動法人の仮認定……………(同)……………九
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 土地収用法による使用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………一〇
- 平成二十八年十一月十四日付東京都告示第十八百四十七号……………三

告示

●東京都告示第九百六十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 杉並区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

- 三 検査期日 平成二十九年一月十二日から同年三月十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

- (二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第九百六十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 墨田区、世田谷区及び杉並区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

- 三 検査期日 平成二十九年一月十八日から同年三月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

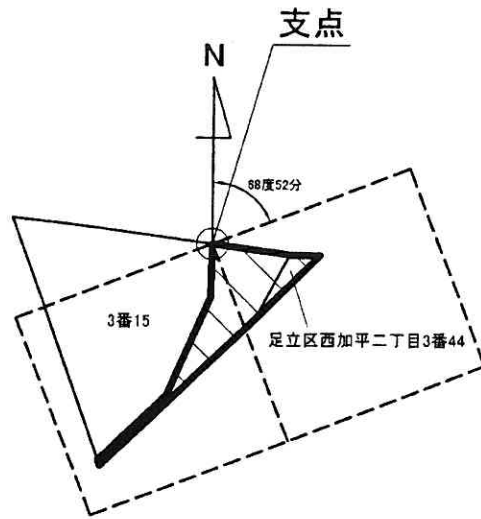
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第九百六十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年

正 誤

別図



凡例

	調査対象地
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(68度52分)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は座標(X:-24790.394, Y:-800.721)に位置する。

座標は、測量法及び大規模測量法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第九百六十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

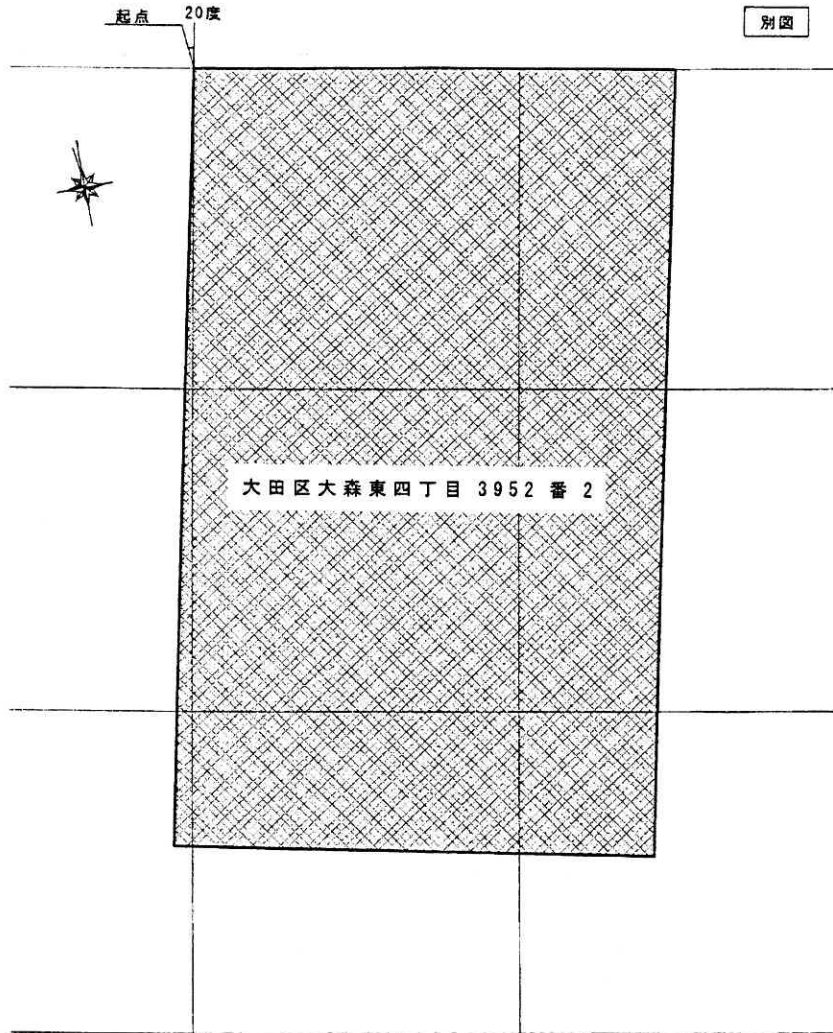
平成二十八年十二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森東
 四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物



凡例

- : 調査対象地
- : 単位区画境界線
- ▨: 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、大田区大森東四丁目3952番2の最北端とする。

格子の回転角度：20度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千四百三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区松江四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物及びシアン化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去